

平成 27 年 度

事 業 計 画 書

平成 27 年 4 月 1 日  
～  
平成 28 年 3 月 31 日

平成 27 年 3 月 19 日

一般財団法人**省エネルギーセンター**

# 平成 27 年度事業基本方針

## 1. 基本認識

現在、我が国においては、エネルギーに関し、東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、安全性の確保を前提に、エネルギーの安定供給、最小の経済負担、環境への適合（所謂 S + 3 E）を同時に図っていくことが不可欠となっています。

また、国際的には地球温暖化防止の観点から、世界各国が一体となって温室効果ガスの抑制・削減に取り組むことが喫緊の課題となっています。

以上のような状況に対応するためには、我が国において、現実的でバランスのとれた「エネルギー・ミックス」の実現を図るとともに、「徹底した省エネ」を進める必要があります。

併せて国際貢献の観点から、世界最高水準にある我が国の省エネ技術や国際的評価の高い我が国政策・制度の考え方を普及・活用していくことは大変効果的です。

このような中、当センターは、過去 35 年以上に亘り「省エネ」を推進してきた専門機関として、「省エネ」を巡る多様なニーズへの感度を高めながら、今後も活動を強化していくこととしています。

## 2. 活動方針

### (1) 活動の視点

当センターは、今後の省エネ推進に当たって次のようなニーズを踏まえ活動を展開します。

#### ① 我が国省エネの更なる進化

我が国は、生産方法や製品性能等に係る省エネ技術、更には企業等における省エネ活動の面で、世界の「トップランナー」に位置付けられています。

しかし、今後上述の「S + 3 E」を達成し、かつ、COP 等温室効果ガス削減に係る国際的活動に貢献していくためには、あらゆる経済活動や社会活動の中で、省エネを更に浸透していくことが不可欠です。

このためには、大震災後の厳しい電力事情の中で進んだ省エネ・節電の定着を図るとともに、近時進展しつつあるスマート・テクノロジー等の新技術やこれを利用したエネルギーマネジメントの手法の活用を進めながら産業・業務・家庭等の分野における省エネを加速化していく必要があります。

② 世界のエネルギー・環境問題解決に資する省エネ国際貢献

長期的に予想される中国等新興国などのエネルギー需要や温室効果ガスの増大への対応のためには、省エネをグローバルに進めることが不可欠です。

このような中、「省エネ先進国」の我が国への国際的期待は高く、一方当該分野におけるビジネスが我が国にとっても極めて有望です。

したがって途上国等における省エネ政策の立案、関連人材の育成、ビジネス交流を通じた省エネ・新エネ技術の移転等効果的な省エネ協力を進めていく必要があります。

**(2) 重点活動**

具体的な事業運営に当たっては、これまでの経験の蓄積を踏まえた次のような得意分野の活動に力点を置くこととしています。

① 省エネ情報の発信

我が国企業、地域、家庭等に向け、省エネ技術手法をはじめ省エネを進めるに当たって有益な情報やコンサルティング等のサービスを提供します。また、省エネに係る最新の国際情報等を収集・提供します。

② 省エネ人材の育成

研修、講座、資格制度等を通じ、我が国企業や地域の省エネ推進活動において中核となる人材の育成を支援します。また、途上国等において政策や技術を支える人材の育成に協力します。

③ 省エネ政策への協力

省エネ法等我が国省エネ政策の実施や我が国政府の支援のもとで行われる途上国等における省エネ政策立案等に協力します。

### 3. 平成 27 年度の事業計画等の概要

#### (1) 事業計画

以上の活動方針を念頭に、平成 27 年度は具体的な事業を次の 5 つの柱に整理して計画的に実施します（詳細は後述）。

- I エネルギー管理技術を活用した産業省エネの支援
- II 役立つ情報の家庭・地域・企業への発信
- III 省エネ推進の中核的人材の育成
- IV 省エネ協力を通じた国際貢献
- V 国家試験・研修・講習の実施

（注）重点活動と 5 つの柱との関係

- I、II：主に「省エネ情報の発信」
- III、V：主に「省エネ人材の育成」
- IV：「省エネ情報の発信」及び「省エネ人材の育成」
- I、II、IV：「省エネ政策への協力」の項目が含まれる。

#### (2) 収支予算等

平成 27 年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は次のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては平成 26 年度に比べほぼ同額の 27 億円程度を見込んでいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に可能な限り努めることとします。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努めます。
- ④ 一般財団法人としての運営にあたっては、認可時に内閣府に提出した公益目的支出計画を着実に実施してまいります。

## 【 目 次 】

事業計画書	1
I. エネルギー管理技術を活用した産業省エネの支援	2
(1) 工場及びビルに対する省エネルギー診断指導	2 [政策協力事業]
(2) 工場等のエネルギー使用状況・設備等調査	2 [政策協力事業]
(3) IT等を活用したビルの省エネ技術支援	3 [一部政策協力事業]
(4) 省エネ・節電に関する技術的な助言等の実施	4
(5) 二酸化炭素削減対策への貢献	4
(6) 地域プラットフォームによる省エネ相談等支援	4
II. 役立つ情報の家庭・地域・企業への発信	5
(1) 「省エネ大賞」を通じた情報発信	5
(2) ENEX2016（第40回地球環境とエネルギーの調和展）の開催等	5
(3) 省エネ法、省エネ型機器、関連技術等に係る情報提供	6
(4) 省エネルギーに関する書籍等による広報	6
(5) 賛助会員へのサービスの拡充	7
III. 省エネ推進の中核的人材の育成	8
(1) 資格認定制度による実践力ある人材育成の支援	8
(2) 省エネ推進の総合力、技術力深化のための各種教育講座等	9
(3) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援	10
IV. 省エネ支援を通じた国際貢献	11
(1) 専門家派遣、研修生受け入れ、ネットワーク形成等人材育成	11 [政策協力事業]
(2) アジア等における省エネ技術・機器普及の支援	12 [政策協力事業]
(3) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進	12 [政策協力事業]
(4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネルギー活動支援	13 [一部政策協力事業]
(5) 国際規格 ISO50001 の制度運営	13 [一部政策協力事業]
V. 国家試験・研修・講習の実施	14
(1) エネルギー管理士試験の実施	14
(2) エネルギー管理研修の実施	14
(3) エネルギー管理講習の実施	14
(4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業	14

# 事業計画書

## I. エネルギー管理技術を活用した産業省エネの支援

- 省エネ活動・新技術導入等の強化により、産業・ビル等の省エネを加速化するため、企業ニーズに応じた診断・助言や実態調査等を実施する。
- その際、これまで蓄積してきたノウハウや技術力に加え、電力利用の平準化やスマート・テクノロジー等新技術の活用を図りながら、より広い意味の「エネルギー管理」ニーズに積極的に対応する。

### (1) 工場及びビルに対する省エネルギー診断指導

[政策協力事業]

中小規模の工場及び業務用ビルにおいて、専門家による省エネ診断指導を通じ企業等が省エネに取り組む足掛かりをつくとともに、自立的に対策を実施できるよう支援する。また、診断で得られた最新の省エネ事例や省エネ技術を広く中小・中堅事業者等へ情報提供する。

- ① エネルギー効率改善・電力利用の平準化等を進めるため、エネルギー使用の現状分析に基づき改善手法の提案等診断指導を実施
- ② 診断後のエネルギー管理の改善、新技術導入等のための着眼点や実施方法などのアドバイスを実施するとともに、現場で設備稼働状況を確認しながら調整を行う省エネチューニング診断を実施
- ③ エネルギー推進組織やPDCAの実施方法等を提案するエネルギーマネジメント診断を実施
- ④ アドバイスや提案等は、「BEMS・FEMS」、「新エネ」、「蓄電」等を含む省エネ・節電関連技術の進展を十分に踏まえる。また、生産工程における固定的なエネルギーの削減、快適性との両立を考慮した空調エネルギーの削減等エネルギー管理手法の高度化を図る。
- ⑤ 診断で得られたデータを統計的に集計解析

### (2) 工場等のエネルギー使用状況・設備等調査

[政策協力事業]

#### 1) 工場のエネルギー使用状況調査

省エネ法に基づき、エネルギー管理指定工場を対象として、エネルギー使用設備に係る「工場等判断基準」の遵守状況、省エネ対策の推進状況等について、現地で確認調査を行う。

また、特定事業者又は特定連鎖化事業者の本社等に対しては、省エネ活動の実態を把握するため、エネルギー管理体制の整備状況等の調査を行う。

2) 省エネ法における判断基準遵守状況等の分析

省エネ法の厳正かつ円滑な実施に資するよう、特定事業者から提出される定期報告書及び中長期計画書の記載内容についてデータベース化し、エネルギー使用量の経年変化、原単位改善率、判断基準の遵守状況、省エネ法の規制対象のカバー率、エネルギー使用合理化期待効果等の分析を行う。

3) 省エネに係る機器の使用実態及び制度比較等に関する調査

産業・業務部門を中心にトップランナー対象機器拡大に向けたエネルギー使用実態や適用可能性の分析等省エネ技術に係る調査を行う。

また、今後目標年次を迎えるトップランナー基準対象機器について、JIS規格制定に関する業務を行う。

(3) IT等を活用したビルの省エネ技術支援

[一部政策協力事業]

1) 省エネの「見える化」支援ツールの普及拡大

業務用ビルのエネルギー管理推進のため当センターが開発した各種「見える化」支援ツール(「原単位管理ツール(ESUM)」、「目標値算定ツール(ECTT)」、「BEMS データ解析支援ツール(EAST)」)を活用し、事業者の省エネ推進努力の支援、省エネ政策への協力をを行いながら、その普及を図る。

2) 省エネの「見える化」支援ツールの改良・開発

上記のツール普及に当たって、「ESUM」及び「ECTT」については、以下のニーズに対応した改良を行う。

- ① 「見える化」に連動した空調設備等の制御への拡大
- ② グリーン投資税制に係る申請書におけるエネルギー使用量の削減計算の精度向上
- ③ 政府が検討する業務分野のベンチマーク制度において、平成26年度オフィスビル向けに開発した評価ツールの活用を推進するとともに、商業施設等他の業務用施設に適応する評価ツールを開発

3) 省エネチューニング等による支援

大規模の業務用ビルを対象に、省エネチューニングの手法を活用し、省エネ効果の算出・省エネ対策の抽出等により具体的な省エネ支援を行う。

また、節電・省エネニーズの高いビルの所有者、管理者等に対して、総合的な省エネコンサルティング事業を展開する。

#### (4) 省エネ・節電に関する技術的な助言等の実施

関係機関の要請に応じ、企業等が行う省エネ機器・設備の導入、改修等に係る実施計画について、「技術の先端性」、「省エネ効果」、「費用対効果」等の観点から技術評価を行う。

また、工場や事業所における節電・省エネ対策に関する技術的な助言や省エネ法に基づく提出書類の作成支援等を行う。

#### (5) 二酸化炭素削減対策への貢献

東京都及び埼玉県条例に基づく大規模事業所を対象とする温室効果ガス排出量等の検証機関として、事業所が算出した排出量等の検証を行う。

#### (6) 地域プラットフォームによる省エネ相談等支援

地域の中小企業等の省エネ・節電ニーズに応え、きめ細かな相談、助言等を実施する「地域プラットフォーム」事業に参画し、主に省エネ診断指導を踏まえて行う設備導入計画等に対し、きめ細かな支援を行う。

## II. 役立つ情報の家庭・地域・企業への発信

○家庭・地域・企業等が、省エネ・節電のみならず「創エネ」「新エネ」等の新しいニーズへ積極的に取り組むことを支援するため、関連する製品、技術・ノウハウ、ビジネスモデル、活動事例、政策等有益な情報をタイムリーに発信する。

### (1) 「省エネ大賞」を通じた情報発信

省エネ・節電に関する実践活動における創意工夫、新技術の開発や新ビジネスの創出等を促進するため、特に優れた活動事例や製品・ビジネスモデルを「省エネ大賞」として表彰する。

- ・表彰対象は、企業、自治体、教育機関等における他の模範となる省エネ・節電推進活動、先進的な省エネ・節電製品の開発、画期的なビジネスモデル等
- ・発表大会の開催、事例集の配布等を通じ、省エネ・節電事例、製品を積極的に広報

### (2) ENEX2016（第40回地球環境とエネルギーの調和展）の開催等

省エネルギー月間（2月）の主要行事として、省エネ・新エネ分野の総合展示会 ENEX を開催する（展示会「新電力 EXPO 2016」、「Smart Energy Japan 2016」と併催）。総合的なエネルギーフォーラムとして最新情報の収集やビジネスネットワークの拡大に貢献する。

- ① 「スマート・テクノロジー」「新エネ」「蓄電」等の分野を含めた省エネ・節電関連機器や産業・業務・家庭等現場におけるエネルギー管理について先進の情報を提供
- ② 省エネ・新エネ等の最新技術や電力自由化に関するセミナー、国際省エネルギーカンファレンス、表彰式等を併催
- ③ 省エネ・節電対策事例を総合的に紹介
- ④ 優秀な省エネ・新エネに係る機器等を展示

また、上記展示会の知見を活かし関連の展示会、カンファレンス等への協力、後援等を行う。

### (3) 省エネ法、省エネ型機器、関連技術等に係る情報提供

#### 1) 省エネ法、省エネ政策・技術等に係る情報提供

省エネ法、省エネに係る補助金や優遇税制、スマート・テクノロジー等 IT を活用した最新の省エネ事例、エネルギー管理等に関する情報を、Web サイト等により提供する。

#### 2) 省エネ診断に係る情報提供

[政策協力事業]

省エネ診断で得られた最新の省エネ事例や省エネ技術について、説明会、診断事例発表会等の開催、Web サイト、パンフレット等媒体の活用により、情報提供や相談・助言等を行う。

#### 3) 家庭の省エネ知識、実践手法に関する情報提供

[一部政策協力事業]

家庭における省エネ実践行動の拡大・定着に資するため、Web サイト等のツールにより、省エネ実践手法等の情報提供を行う。

また、家庭における省エネ行動の効果を体系的にまとめた「家庭の省エネ大事典」について、一部データを更新し、幅広く情報を提供する。

### (4) 省エネルギーに関する書籍等による広報

#### 1) 月刊「省エネルギー」誌の発刊

当センターの機関誌であり、かつ我が国唯一の省エネに関する総合技術誌である月刊「省エネルギー」誌を発刊する。

① 省エネ法等の関連施策、グリーン投資減税、各種補助金等の助成制度、スマート・テクノロジーをはじめとしたエネルギー管理や省エネ・節電に係る最新技術・手法など、広範かつ質の高い情報をタイムリーに掲載

② 賛助会員への提供とともに一般読者層を拡大

#### 2) 専門書及び省エネ手帳の発刊

① 省エネに関する各種データ集、省エネ法の関連書籍、省エネ技術に関する専門書・実務書等各種図書を発刊

② 工場・ビルそれぞれのエネルギー管理担当者必携の技術資料を添付した省エネ手帳を発刊

③ 工場、ビル、企業等の省エネ広報用にポスター、ワッペン等を製作、販売

## (5) 賛助会員へのサービスの拡充

賛助会員の拡大を図るため、以下の会員サービスを実施する。

- ① 新たに開発した各種ツール（「省エネポジション自己判定ツール」「工場のエネルギーフロー評価ツール」「ビル省エネ提案ツール」）を提供  
また、ツールのデータに基づき省エネについてのワンポイントアドバイスを実施
- ② 「賛助会員専用サイト」(Web サイト)において、省エネ法や省エネ・節電対策への具体的対応、スマート・テクノロジー等「耳寄り情報」を随時提供
- ③ 約 3,300 件の省エネ事例データ及びここから厳選、整理した「省エネ実践事例集(製造業編)」に加え、「省エネ実践事例集(業務部門編)」を新たに提供
- ④ 会員向けの特選情報として「わが社の省エネ戦略」等を提供
- ⑤ 「賛助会員専用相談窓口」によるきめ細かなワンストップサービス
- ⑥ E-Mail 配信によりタイムリーな省エネ情報を提供
- ⑦ 月刊「省エネルギー」誌や各種技術講座の割引特典を提供

### Ⅲ. 省エネ推進の中核的人材の育成

- 産業、ビル・家庭等あらゆる分野における省エネ推進活動をレベルアップするため、中核となる人材の育成を支援するとともに、その活動の場の拡大を図る。
- このため、産業・ビル・家庭の省エネについてコンサルティングを行える人材の資格認定・ネットワーク形成、スマート・テクノロジー等の活用を含む各種の省エネ教育講座などを実施する。

#### (1) 資格認定制度による実践力ある人材育成の支援

##### 1) 「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定の実施

産業分野における総合的なエネルギー管理に関して、高度・専門的見地から診断指導・改善提案を行う専門人材を育成・発掘するため、「エネルギー診断プロフェッショナル」資格認定を実施する。

(対象：エネルギー管理士と同等以上の技術知識・経験を有する技術者等)

- ① 本年度は、平成26年度の1次試験合格者に対し、2次試験を行い、「エネルギー診断プロフェッショナル」を認定
- ② また、資格認定者を対象とした「診断プロ倶楽部」を運営・強化する。具体的には、会員の交流を更に拡大させ、人的ネットワークの形成・拡大、関連の技術や制度等に係る最新情報の提供、スキルアップ研修などのサポート等を実施

##### 2) 「家庭の省エネエキスパート」資格認定の実施

地域や企業活動において「家庭の省エネ」を推進する人材を発掘・育成するため、「家庭の省エネエキスパート」検定及び「家庭の省エネエキスパート【診断・指導級】」研修を実施する。

- ① 企業の営業関係者、自治体・団体関係者、個人・学生等を対象にエネルギーの基礎と家庭・機器・住宅の省エネについて体系的な知識を有する人材を育成・認定するため、検定を実施
- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定（出前検定）を実施  
その際、特に家庭の省エネ診断実施を顧客サービスとして検討している企業に対し当制度の活用を提案
- ③ 検定合格者のうちの希望者を対象として、個別家庭のエネルギー使用実態に応じた最適な省エネ診断・改善提案を実践できる人材を育成・認定するため、研修を実施

### 3) 「ビルの省エネエキスパート」資格認定の創設

エネルギー消費が増加傾向にある業務用ビル分野について、できるだけ多くの関係者がビルのエネルギー管理の要諦を理解し、実践活動に結びつけられるよう新たに「ビルの省エネエキスパート」資格認定を創設する。

- ① ビル管理従事者、オーナー及びテナント企業等における事務系を含む関係者を対象に、エネルギー等に係る基礎的知識及びエネルギー関連機器の機能とその省エネ対策について体系的な知識を有する人材を育成・認定するため、検定を実施
- ② 全国一斉の検定と併せ、企業・団体等のニーズに合わせた個別検定（出前検定）を実施

### 4) 「ビル省エネ診断技術者」資格認定

業務用ビルのエネルギー管理現場において、省エネ診断に基づく対策を適確に行うことができる技術者を講習及び課題レポートの作成等を通じ、養成・認定する。

## (2) 省エネ推進の総合力、技術力深化のための各種教育講座等

### 1) 省エネ法や最新の省エネ技術・節電対策の講義・講習

省エネの技術、現場における省エネ・節電活動の理解・推進を目的として、以下の講座を全国で開催する。

- ① 省エネ法に関する管理標準、定期報告書、中長期計画書の策定方法
- ② 企業全体でのエネルギー管理手法や推進体制づくり
- ③ BEMS等の活用、スマート・テクノロジーを含む最新のビル省エネの実践
- ④ 最新の省エネ技術・節電対策等についての理解・活用
- ⑤ 国際規格 ISO50001 エネルギーマネジメントシステムの理解・活用
- ⑥ 省エネルギー設備の導入等における省エネ関連補助金や優遇税制等の支援策の理解・活用

### 2) 省エネ技術の実習

省エネ技術に係る実践的な知識や具体的な手法の習得を目的として、実習設備を活用した講座を開催する。

### 3) 企業等の個別ニーズに応じたオーダーメイドの省エネ人材育成

企業や団体の社内研修・セミナー等向けに、省エネ技術、省エネ法制度への対応、エネルギーマネジメントシステムの構築、節電対策等個別ニーズに即した講師派遣（出前講座）を行う。

4) エネルギー管理の専門知識の講座

エネルギー管理士試験のレベルを念頭に、省エネ推進の中核を担う人材育成のための短期集中講座を実施する。

熱部門：全国9地区で実施

電気部門：Webサイトを活用した映像講座で実施

(3) 家庭、学校及び職場における省エネルギー実践行動の支援

1) 地域、学校等における省エネ・節電活動への参画

省エネ・節電に係る知識や実践手法を普及するため、各地域で活躍する「家庭の省エネエキスパート」(前述(1)2)参照)等と協力し、以下の活動を実施する。

① 自治体の行う家庭の省エネ・節電関連講座への講師派遣

② 企業等が行う従業員、顧客等を対象とした家庭や職場の省エネ・節電セミナー等への講師派遣

2) 企業等の家庭の省エネ診断事業の支援

企業等が行う家庭の省エネ診断事業について、診断員の育成、診断手法、マニュアルの策定等に関し支援を行う。

## IV. 省エネ支援を通じた国際貢献

- エネルギー需要や温室効果ガスが増大する途上国・新興国における省エネを推進するため、各国のニーズに応じ、関連する技術の普及、政策・制度の整備、プロジェクト形成等を担う人材の育成に協力する。
- 我が国の優れた省エネ等技術の途上国・新興国への移転を促進するため、上記人材育成等の活動との連携を図りながら、我が国関連産業と海外企業・機関とのビジネス交流を支援する。  
また、エネルギーマネジメントの国際規格であるISO50001の活用を促進する。
- 国連のSE4ALL（万人のための持続可能なエネルギー）活動における国際的な拠点として貢献する。

※ (4) 3) 及び (5) 1) を除き[政策協力事業]

### (1) 専門家派遣、研修生受け入れ、ネットワーク形成等人材育成

以下の専門家派遣及び研修生の受け入れ等を通じ、途上国等における省エネ関連人材の育成に協力する。

#### 1) 政策立案・技術力向上のための専門家の派遣

アジアの重点国を中心に、約 70 名の専門家を派遣し、研修生の受入と連携して、以下の支援を行う。

- ① 省エネ診断を通じた工場、ビル等のエネルギー管理やスマート・テクノロジーを含む省エネ関連技術の普及及びコンサルテーション
- ② 我が国のエネルギー管理士制度等の法制度に関する情報・指導
- ③ 当該国に適した省エネ施策の立案・推進、省エネ普及活動の基盤構築
- ④ 当該国におけるエネルギー管理者制度の構築

#### 2) 省エネリーダー育成のための研修生の受け入れ

専門家派遣との連携のもと、アジア地域を中心とした発展途上国や資源国等から、政府関係者、技術者等約 150 名の研修生を受け入れ、当該国の省エネ事業推進のための行動計画を策定するため以下の研修を実施する。

- ① 我が国の先進的な省エネ政策・法制度に関する研修
- ② 産業やビルにおけるエネルギー管理等に関する研修
- ③ 省エネ技術や製品の導入による省エネ推進に関する研修

### 3) ベトナム省エネルギー研修センター設立・運営への支援

ベトナムの省エネ推進指導者育成機関である省エネルギー研修センター（平成27年度設立予定）において、省エネ管理、診断の実習スキームの整備と制度・技術に係るワークショップの実施及びセンター運営等を支援する。

## (2) アジア等における省エネ技術・機器普及の支援

アジアを中心に、ニーズに即した省エネ機器・設備等の普及を図るため、具体的な政策・技術について情報発信を行うとともに、評価手法、ラベリング、助成制度及びプロジェクトの構築を支援する。

### 1) ASEAN 等における高性能省エネ機器の普及

ASEAN において特にエネルギー消費の大きいエアコン等について、省エネ性に優れた機器の普及が図られるよう、評価手法、ラベリング制度等の確立を支援する。

特に、ASEAN の中で制度確立の初期段階にある CLM 各国（カンボジア、ラオス及びミャンマー）の支援に重点を置く。

### 2) 我が国の優れた省エネ技術・事例の集大成及びその効果的な情報発信

省エネ優秀技術・事例のリスト化に係る欧米・中国等との国際活動（トップテンプロジェクト）に参画し、我が国の優れた省エネ機器、技術、活動事例を集大成し、海外へ情報発信を行う。

## (3) 省エネルギー等ビジネス国際展開事業の推進

我が国の優れた省エネ・新エネに係る製品・技術を官民一体となってビジネスベースで海外に普及促進するために設立された「世界省エネルギー等ビジネス推進協議会」の活動について以下の支援を行う。

（普及促進の対象：高効率省エネ製品・技術、地熱発電、廃棄物発電、ソーラー発電等新エネ製品・技術等）

- ① 各国との協議を通じ省エネ・新エネに係る活動対象の選定とその課題等の調査分析
- ② 事前調査を踏まえた官民連携のミッション派遣、これによる効果的交渉・情報交換
- ③ ファイナンスを含めたプロジェクトのパッケージ化
- ④ 我が国の優れた省エネ技術等を紹介する「国際展開技術集」、展示会、セミナー等による情報発信

#### (4) 情報・ノウハウの提供等による海外省エネルギー活動支援

##### 1) SE4ALL の拠点としての活動支援

国連の SE4ALL (Sustainable Energy for All : 万人のための持続可能なエネルギー) 活動の国際的な拠点として貢献するため、対象の国、都市における省エネ技術の普及、政策・制度の整備等に向けた支援を行う。

##### 2) 海外機関等とのネットワークによる情報提供・収集

省エネに資する情報をワンストップで提供するために設立された「アジア省エネルギー協力センター」において、省エネ政策や技術に関する情報の提供・収集を行う。

##### 3) 海外進出企業等のニーズを踏まえた省エネ活動支援

アジア諸国への進出を計画する国内企業等を対象として、同地域における事業展開に必要な省エネ政策・技術情報、ニーズ等について、省エネ研修・講座の開催や助言により支援を行う。

#### (5) 国際規格 ISO50001 の制度運営

##### 1) ISO50001 規格の審査員評価登録機関

企業、事業所等のエネルギー消費等の改善を目的とした ISO50001 規格について、審査員評価登録機関として、以下を実施する。

- ① 研修機関が実施する研修コースの承認、審査員の評価・登録
- ② 関連機関、Web サイト等を通じ、当該規格の国内における普及を促進する。

##### 2) ISO50001 規格に係る調査

ISO50001 規格について、省エネ法と整合的に活用するための方法・実例を調査・検討するとともに、規格の普及促進のための国際的な活動に参画し情報収集を行う。

ISO50001 規格取得事業者を調査し、取得メリット等を紹介して本制度の普及促進を図る。

## V. 国家試験・研修・講習の実施

○省エネ法に基づいて選任されるエネルギー管理者等の資格について、指定機関、登録機関として、その制度の必要性や意義を周知しつつ試験、研修及び講習を実施する。

○これらの実施に関し、受験者・受講者の利便性等をできるだけ考慮するとともに、実態把握等のためアンケート調査を行う。

### (1) エネルギー管理士試験の実施

省エネ法に基づく指定試験機関として、エネルギー管理士試験を実施する。  
(平成 27 年 8 月上旬、全国 10 会場)

### (2) エネルギー管理研修の実施

省エネ法に基づく登録研修機関として、エネルギー管理士に係るエネルギー管理研修を実施する。  
(平成 27 年 12 月中旬、全国 6 会場)

### (3) エネルギー管理講習の実施

省エネ法に基づく指定講習機関として、エネルギー管理員及びエネルギー管理企画推進者(以下「管理員等」という。)の資格に係る新規講習を全国で実施する。  
(新規講習・上期：平成 27 年 6 月～7 月、下期：10 月～11 月、各 10 地区)  
また、特定事業者が選任した既存の管理員等を対象とする資質向上講習を全国で実施する。  
(資質向上講習：平成 27 年 12 月、1 地区及び平成 28 年 2 月～3 月、10 地区)

### (4) エネルギー管理士試験等に関する調査研究事業

エネルギー管理士試験合格者、エネルギー管理研修修了者及びエネルギー管理講習修了者等に対して、アンケート調査を行う。  
これにより、従事業種、受験・受講動機、資格取得時の評価・待遇、他の資格との関連等の実態を把握し、試験、研修及び講習の運営に反映する。